

「土地改良事業等適用単価策定要領」の一部改正について

(平成17年2月21日 設計第715号農政部長通知)の一部改正

新旧対照表

1. 適用年月日

積算基準日が令和7年1月22日以降の工事から適用。

改正	現行	備考
<p style="text-align: center;">土地改良事業等適用単価策定要領</p> <p>(目的) 【省略】</p> <p>(設計単価) 第2条 【省略】</p> <p>第3条 資材単価</p> <p>1 資材単価の適用する優先順位 資材単価に適用する優先順位及び各単価の定義は、次のとおり。 (1)農政部策定単価:農政部が策定した土地改良事業等適用単価表(以下「単価表」という。) (2)地方資材単価:建設資材等地方単価委員会で策定された単価。 (3)他部策定単価:建設部・水産林務部等で策定された単価。 (4)北海道開発局単価:北海道開発局で公表されている単価。 (5)刊行物単価:刊行物((一財)経済調査会発行「積算資料(積算資料電子版又は別冊(PDF版)を含む)」及び「土木施工単価」並びに(一財)建設物価調査会発行「建設物価」、「土木コスト情報」及びWeb建設物価)に掲載されている単価。 (6)実勢価格調査単価:実勢価格調査により策定した単価 (7)見積策定単価:見積りにより策定した単価。</p> <p>2 単価表 【省略】</p> <p>3 単価の策定 【省略】</p> <p>4 単価策定書類等の管理 【省略】 工事用資材の設計単価策定フロー図 【省略】 (見積書の徴収による単価の計算方法) 【省略】</p>	<p style="text-align: center;">土地改良事業等適用単価策定要領</p> <p>(目的) 【省略】</p> <p>(設計単価) 第2条 【省略】</p> <p>第3条 資材単価</p> <p>1 資材単価の適用する優先順位 資材単価に適用する優先順位及び各単価の定義は、次のとおり。 (1)農政部策定単価:農政部が策定した土地改良事業等適用単価表(以下「単価表」という。) (2)地方資材単価:建設資材等地方単価委員会で策定された単価。 (3)他部策定単価:建設部・水産林務部等で策定された単価。 (4)北海道開発局単価:北海道開発局で公表されている単価。 (5)刊行物単価:刊行物((一財)経済調査会発行「積算資料_____」及び「土木施工単価」並びに(一財)建設物価調査会発行「建設物価」、「土木コスト情報」及びWeb建設物価)に掲載されている単価。 (6)実勢価格調査単価:実勢価格調査により策定した単価 (7)見積策定単価:見積りにより策定した単価。</p> <p>2 単価表 【省略】</p> <p>3 単価の策定 【省略】</p> <p>4 単価策定書類等の管理 【省略】 工事用資材の設計単価策定フロー図 【省略】 (見積書の徴収による単価の計算方法) 【省略】</p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <p style="text-align: center;">字句の追加</p>